

各 位

会 社 名 ジーエフシー株式会社

代表者名 代表取締役社長 西村 公一

(コード番号 7559 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役 社長室 室長

兼 経営戦略グループ 管掌 丹羽 淳

(TEL 058-387-8181)

株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年4月9日付の当社プレスリリース「臨時株主総会の開催並びに株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款一部変更に関するお知らせ」(以下「2025年4月9日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年5月27日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年5月28日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

## 1. 第1号議案 (株式併合の件)

当社は、2025年4月9日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)に関して必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合比率 当社株式について、1,492,000株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数

5,528,783株(注1)

(注1) 当社は2025年4月9日付の取締役会において、2025年5月29日付で240,254株 (2025年3月31日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。) を消却することを決

議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を 前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、 本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

- ④ 効力発生前における発行済株式総数5,528,786株(注2)
  - (注2) 当社は2025年4月9日付の取締役会において、2025年5月29日付で240,254株(2025年3月31日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数3 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数 12 株
- ① 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
  - (ア) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの 規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株主の皆様(ただし、株式会社 Quartz(以下「公開買付者」といいます。)及び有限会社ニシムラ(以下「ニシムラ」といいます。)を除きます。)の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及びニシムラのみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年5月28日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2025 年 5 月 29 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が 2025 年 1 月 31 日から 2025 年 3 月 17 日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。) における当社株式1 株あたりの買付け等の価格と同額である 2,020 円を乗じた

金額に相当する金銭が、各株主の皆様に交付されることとなるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (イ) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称 株式会社 Quartz (公開買付者)
- (ウ) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、野村キャピタル・インベストメント株式会社からの借入れ(以下「本件買収ローン」といいます。)により賄うことを予定しているとのことであるところ、当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、本件買収ローンに関する 2025 年1月29日付融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却 に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(エ) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年6月下旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を当社が買取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年7月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2025年8月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

## 2. 第2号議案 (定款一部変更の件)

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を 定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1

単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条(単元株式数)、第9条(単元未満株式についての権利)及び第10条(単元未満株式の買増し)の全文並びに第12条(株式取扱規程)の一部を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

③ 本株式併合の実施に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者 及びニシムラのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提 供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生する ことを条件として、定款第14条(定時株主総会の基準日)及び第16条(電子提供措置等)の 全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容は、2025年4月9日付当社プレスリリースをご参照ください。 なお、当該定款変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生 予定日である2025年5月30日に効力が発生するものといたします。

## 3. 株式併合の日程

1	本臨時株主総会開催日	2025年5月12日(月)
2	整理銘柄指定日	2025年5月12日(月)
3	当社株式の最終売買日	2025年5月27日 (火) (予定)
4	当社株式の上場廃止日	2025年5月28日(水)(予定)
(5)	本株式併合の効力発生日	2025年5月30日(金) (予定)

以上